

## 豊後高田市電子入札立会要領

(趣旨)

- 1 この要領は、豊後高田市が行う電子入札において、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の8第1項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

- 2 電子入札に参加した者は、開札の立会ができるものとする。  
なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。  
また、紙入札を行うことが承認された者については、原則として開札に立ち会わなければならないものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

- 3 開札時に立会人となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

(立会人の確認)

- 4 立会人は、開札が適正に行われたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

- 5 立会人は、上記4の確認後に電子入札システムへの署名を行わなければならないものとする。なお、立会人が複数の場合は、契約担当者が指名した者(1人)が署名を行うものとする。

附則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。